

久慈川第一漁業協同組合内共第12号第五種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、久慈川第一漁業協同組合(以下「組合」という。)の有する内共第12号第5種共同漁業権に係る漁場(以下単に「漁場」という。)区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物(あゆ、こい、うぐい、やまめ及びびうなぎをいう。以下同じ。)の採捕(以下「遊漁」という。)についての制限に関して必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、竿釣又は投網による遊漁の場合には口頭で、その他の場合には遊漁対象水産動植物、漁具、漁法、遊漁区域及び遊漁期間を記載した遊漁承認申請書を提出しなければならない。

3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、竿釣又は投網による遊漁の場合には第12条に規定する場合を除き、その他の場合には当該遊漁の承認により当該水産動植物の繁殖保護、組合員若しくは他の遊漁者(第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。)の行う水産動植物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第12条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

4 遊漁者は、直ちに、第7条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具・漁法の制限)

第3条 次の表の左欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、それぞれ右欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

| 漁具・漁法 | 規 模 |
|-------|---|
| 竿 釣 | あゆ釣の場合における竿数は、1人1本 |
| 投 網 | 網目の目合は、1.2センチメートル以上 ただし、やまめを対象とする場合の目合いは3センチメートル以上 |

(遊漁期間)

第4条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内で行わなければならない。

| 魚 種 | 期 間 |
|------------|-----------------------------------|
| あ ゆ | 6月1日から12月31日までの期間内で組合が別に定めて公示する期間 |
| やまめ | 4月1日から9月30日まで |
| こい、うぐい、うなぎ | 1月1日から12月31日まで |

2 前項の公示は、次に掲げる場所に掲示して行い、必要があるときは、福島民報新聞又は福島民友

新聞に掲載するものとする。

- (1) 久慈川第一漁業協同組合事務所
- (2) 久慈川第一漁業協同組合遊漁承認証取扱所

(禁止区域)

第5条 前条の規定に定めるもののほか、組合が水産動植物の繁殖保護又は漁業調整上の必要から禁止区域及び期間を定めて公示したときは、当該禁止区域において当該期間中は、遊漁をしてはならない。

2 前項の公示については、前条第2項の規定を準用する。

(全長の制限)

第6条 次の表の左欄に掲げる魚種は、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

| 魚種 | 全長 |
|--------|-----------|
| こい、やまめ | 15センチメートル |
| うぐい | 6センチメートル |

(遊漁料の額及び納付方法)

第7条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、遊漁者が未就学の幼児又は小学生のときは無料とし、中学生又は肢体不自由者のときは雑魚(あゆ以外の魚をいう。)の竿釣のみ免除する。

| 魚種 | 漁具・漁法 | 遊漁料 |
|------------|--------|---|
| あゆ | 竿釣 | 1日 解禁日 2,000円(組合事務所又は取扱所) 4,000円(遊漁現場) |
| | | 1日 解禁日の翌日以降 1,500円(組合事務所又は取扱所) 3,000円(遊漁現場) |
| 全魚種 | 竿釣・投網 | 1年 7,800円(組合事務所又は取扱所) |
| | 竿釣(共通) | 4月1日から12月31日まで 10,000円(組合事務所又は取扱所) |
| うぐい、やまめ、こい | 竿釣 | 1日 1,000円(組合事務所又は取扱所) 2,000円(遊漁現場) |

2 遊漁料の納付は、次に掲げる場所においてしなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

- (1) 久慈川第一漁業協同組合事務所
- (2) 久慈川第一漁業協同組合遊漁承認証取扱所

(遊漁承認証に関する事項)

第8条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証(前条

第1項の表の漁具・漁法が竿釣（共通）である場合は、共通遊漁承認証という。以下「遊漁承認証」という。）を遊漁者に交付するものとする。

- (1) 承認を受けたものの氏名、住所
- (2) 承認期間
- (3) 魚種
- (4) 漁具・漁法
- (5) 遊漁区域
- (6) 遊漁料の額
- (7) 注意事項
- (8) その他参考となるべき事項
- (9) 発行者名

2 遊漁承認証の交付は、前条第2項に規定する場所又は漁場監視員において行うものとする。

3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

（遊漁に際し守るべき事項）

第9条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

4 遊漁者は、組合が漁業法（昭和24年法律第267号）に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

（共通遊漁の承認等に関する事項）

第10条 鮫川漁業協同組合が発行する共通遊漁承認証の交付を受けた者は、第2条第1項の承認を受けたものとみなす。

2 前項の規定により第2条第1項の承認を受けたものとみなされる者は、同条第4項の規定にかかわらず、第7条第1項の遊漁料の納付を要しない。

3 鮫川漁業協同組合が発行する共通遊漁承認証については、第8条第1項の共通遊漁承認証とみなす。

（漁場監視員）

第11条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

- (1) 氏名
- (2) 有効期間
- (3) 注意事項
- (4) その他必要な事項
- (5) 発行者名

(違反者に対する措置)

第12条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに、その者に遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒絶することができる。

この場合において、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

(付則)

1、この規則は、行政庁の認可を受けた日から効力を有する。

2、この規則は、行政庁からその内容を変えない範囲の語句の訂正があった場合には、その訂正されたものとする。